

# 第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議結果-1

## ●開催日:

- ✓ 2022年8月1日～26日に、ニューヨークの国連本部で開催
- ✓ 第1週:プレナリー会合、第2～3週:主要委員会I(核軍縮)、主要委員会II(核不拡散)、主要委員会III(原子力の平和的利用)の開催(各委員会の下に設置された補助機関での議論も含む)、第4週:最終文書調整
- ✓ 議長:Gustavo Zlauvinen大使(元アルゼンチン筆頭外務副大臣)

## ●参加国等:

- ✓ NPT加盟国191か国のうち151か国、国連(UN)、国際原子力機関(IAEA)、18のオブザーバー組織、160の非政府組織(NPO)が参加

## ●結果:

- ✓ 主要委員会I～IIIは、委員会としての報告書案に締約国の同意を得ることができず、全て委員会議長による報告書(議長報告書)としてZlauvinen議長に提出された
- ✓ 主要委員会I～IIIの議長報告書をベースに作成された最終文書案は、その後、2度リバイズされ、コンセンサスでの採択を目指して更に文言調整が行われたが、露国が会議最終日(26日)の午後に最終文書案中のウクライナのザポリジャ原子力発電所(ZNPP)に関する文言等を記載した5つのパラグラフに反対し、結局、2015年のNPT運用検討会議に続き、最終文書をコンセンサスで採択できなかった

## ●今後の予定:

- ✓ 次回のNPT第11回運用検討会議は2026年にニューヨークで開催
- ✓ 上記会議の第1回準備委員会を2023年にウィーンで、第2回準備委員会を2024年にジュネーブで、第3回準備委員会を2025年にニューヨークで各々開催
- ✓ NPTの運用検討プロセスをさらに強化するために、別途、作業部会(ワーキンググループ)を設置

## ●今次会議の特徴:

- ✓ NPTそのものよりも、露国のウクライナへの軍事侵攻を巡る問題により、最終文書を採択できなかった。ただし、多くのNPT締約国は、NPTが核不拡散体制の礎であり、今後もNPTの維持・強化が必要であることを言及
- ✓ 従来の核兵器国(NWS)と非核兵器国(NNWS)の対立に加え、NWS内での米英仏と露及び中国、またNNWS内でも米国の拡大抑止下にある国と核兵器禁止条約(TPNW)締約国の対立があった
- ✓ 中国によるNPTの3本柱全てに係る積極的な主張

# 第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議結果-2

## ●主要委員会I(核軍縮)の論点

- ✓ **核軍縮**: 従来どおり、NWSとNNWSの主張が対立。NWSは、核軍縮のコミットメントを果たすために十分な対応を行っているものの、昨今の安全保障環境が軍縮を促すものとなっていないと主張し、NNWSは、核兵器こそが危険な安全保障環境を生み出し、軍縮の進展が国際的な平和と安定及び安全保障の向上に役立つが、NWSは核軍縮のコミットメントを進捗させていないと主張
- ✓ **TPNW**: TPNW締約国は、NWSが核兵器への依存を削減するための真剣な措置を講じておらず、核兵器を非合法化し、核兵器に反対する強固な規範を確立することを目的として進んで行くことを主張。一方米国は、NWSがNPT第VI条の核軍縮義務に反し核軍縮を進展させていないという主張は受け入れられず、またTPNWは、同条約締約国のみを拘束するものであり、TPNWが国際法の下で核兵器禁止の規範を確立するとの主張に反論

## ●主要委員会II(核不拡散)の論点

- ✓ **中東非大量破壊兵器地帯の創設**: 2018年12月の国連決定(A/73/546)に基づき、これまで2019年及び2021年に2回の会議が開催されており、以前の運用検討会議ほどは議論に緊張が見られなかったようであるが、それでも複数の中東国が同地帯の創設遅延に不満を示した
- ✓ **AUKUS**: 米英豪は、AUKUSにより豪州が核兵器を取得することは無く、また国際的な核不拡散基準へのコミットメントを遵守することを強調したが、中国、インドネシア(NAM議長国)及びマレーシアは、AUKUSの核拡散への影響に懸念を表明。また中国はIAEA保障措置システムの新たな課題としてIAEAに本件に係る特別委員会を設置すべきと主張。米国高官はIAEAでの特別委員会の設置等、本件に係るいかなる提案も拒否すると言及

## ●主要委員会II(核不拡散)及びIII(原子力の平和的利用)の共通の論点

- ✓ ウクライナ及び欧米諸国は、露国によるZNPPの管理(コントロール)の掌握により、ZNPPの安全、核物質防護を含む核セキュリティ、及び保障措置が深刻な影響を受け、露国に対してZNPPの管理をウクライナ当局に戻し、露国軍がZNPPから撤退することを求める旨を報告書に盛り込む必要性を強調。一方露国は上記の文言は容認できないこと、また物事には交渉可能な問題と交渉不可能な問題があるとして、上記の文言は後者に属するものであることを示唆し、欧米の主張に反対